

【研究ノート】

「NIMBY のどこが悪いのか」をめぐる議論の応酬

江戸川大学社会学部講師
吉永 明弘

1. はじめに——なぜ NIMBY に着目するのか

環境活動への動機づけの問題

環境倫理学がアメリカで誕生してから 30 年以上が経過している。当初は「人間中心主義」は克服しうるか、自然物に「内在的価値」を認めうるか、といった総論的な議論が中心だったが、1990 年代から、個別具体的な環境問題に回答しうる議論を行うべきだという主張（環境プラグマティズム）がなされ、他の環境研究者との学際的連携や政策提言が志向されるようになった。日本では、加藤尚武が、①権利概念の自然物への拡張、②将来世代への責任を組み込んだ意思決定システムの構築、③地球の有限性の自覚に基づく新しい政治経済体制の正当化といった論点を提出し、鬼頭秀一が、それぞれの地域に特有の自然観や文化（ローカルノレッジ）に立脚した「ローカルな環境倫理」の構築の必要性を提唱した¹。

このような中で、筆者は、これらの環境倫理学の議論が「ご託宣」や「お説教」にならずに、各人が自分自身のこととして受けとめる（自覚化する）ためには、どのような論じ方が必要か、ということをテーマの一つとして考えてきた。そのテーマは、環境プラグマティズムの主唱者のライト（Andrew Light）のいう、環境保全の「動機づけ」の問題（Light 2002）とも重なっているが、それを考えるには、すでに環境保全を行っている人の実際の動機を探ることが参考にな

¹ これまでのアメリカと日本の環境倫理学の流れについては以下を参照（吉永 2014 第 1 章、第 2 章）。

るだろう。サイエンスライターのタカーチ (David Takacs) による保全生物学者へのインタビューの中には、彼らが保全生物学を専攻したきっかけについて語っている箇所がある。その中に、子どもの頃の遊び場でもあった身近な自然が不当に破壊されたことへの憤りによって環境保全に動機づけられたという趣旨の発言がある²。そこから筆者は、環境活動を行っている人の大きな動機の一つに、「自分たちの住んでいる場所を不当に改変されることに対する憤り」があると考えた³。自分に関わりのある環境が、納得のいかない経緯で勝手に改変されることになったとき、人々は環境活動を行うことが多いと考えられる。「自分の住んでいる環境を守りたい」という気持ちが、環境活動への動機づけになるといえる。

自分の住んでいる環境を守る活動は「地域エゴ・NIMBY」か

しかし、そのような活動は、ともすれば「地域エゴ」と呼ばれて非難の憂き目にあう。他者の権利が犠牲になる可能性を省みずに、自分（たち）の権利、趣味、主義などを独善的に主張しているとして糾弾されることがある。例えば、自分たちの環境を守るために、廃棄物処理施設や葬儀場を自分の住む地域には建設させない（が、施設自体はどこかには必要だと考えている）というのが典型的な「地域エゴ」のイメージである。

ここで「地域エゴ」と呼ばれるものは、欧米では NIMBY と呼ばれており、近年では日本でもその名を耳にするようになった。NIMBY とは Not in my backyard の頭文字をとったもので、迷惑施設などを作る場合に「自分の裏庭だけはやめてくれ（ほかの裏庭に作ってくれ）」と言うことが NIMBY の主張

² 保全生物学者ノス (Reed Noss) はこう述べている。「私が住んでいたのは、オハイオ州デイトン近郊の、開発が比較的急速に進んでいた地域でした。自分の目の前で、お気に入りの遊び場が破壊されていく。それは、遊び場がなくなってしまうという個人的なできごとではありませんでしたが、目の前で生き物たちが殺されていくことは、いつも恐怖と悲しみで私を打ちのめしました」(タカーチ 2006: 278 より)。

³ このあたりの論旨がずいぶん飛躍していると感じられるかもしれない。この点については、別稿で詳しく論じる予定である。

とされる。関連する言葉として、NIABY (Not in any backyard) があるが、こちらは当該施設が「どの裏庭にも要らない」という首尾一貫した主張とされる。

これまでの環境倫理学では、地域エゴやNIMBYについて、明示的に検討されることは少なかった。そんな中、*Ethics, Place and Environment* (vol.13, Issue3) の中でNIMBY特集が組まれ、Feldman & Turner の意見論文「NIMBYのどこが悪いのか」(Why Not NIMBY?) に対して6人の論者がコメントを寄せている⁴。それらのコメントに対して、Feldman & Turner は、その後継雑誌 *Ethics, Policy and Environment* (vol.17, Issue1) にリプライを掲載している。

NIMBYを叫ぶ人々は、自分の住んでいる環境を守りたいと考えている。そんな彼らに対して倫理的な非難を向けることは妥当なのだろうか。そもそもNIMBYという用語自体に倫理的な非難が含まれているともいえるが、自分が住んでいる環境を守ることを主張している人たちをNIMBYという言葉で一括りにして非難してよいのだろうか。このように、曖昧さの残る形でレッテル貼りにも用いられるNIMBYを、欧米の哲学者・倫理学者がどのように分析しているのかは、興味のあるところである。それを見ることによって、日本の「地域エゴ」という言説についても、倫理的な評価を行うことができるのではないかと思う。「自分の住んでいる環境を守りたい」という主張が、倫理

⁴ これは、環境プラグマティズムの主唱者ライトが、地理学者スミス (Jonathan Smith) とともに創刊した雑誌である。ライトは環境倫理学を行う上で place の概念を強調し、地理学との協働を提唱した。彼はスミスとともに、1994年に「哲学・地理学会」(Society for Philosophy and Geography) を設立した。1997年には、学会での研究成果の普及を目的として、ライトとスミスを共同編集者とする雑誌『哲学と地理学』(*Philosophy and Geography*) が刊行された。この雑誌は、2004年までにvol.7まで刊行されたが、2005年に地理学者による雑誌と合併した。そうしてできた雑誌が *Ethics, Place and Environment* である。その後、2011年から、*Ethics, Policy and Environment* として再スタートした(編者がライトとヘイル Benjamin Hale へと代わった)。この雑誌では、環境プラグマティズムの問題意識である、現実の環境問題や政策に結びつく議論をするという色彩が強まっており、2011年には、福島第一原発事故に対する哲学者・倫理学者の応答が掲載された。この特集については以下で紹介した(吉永2012)。

的に悪いものでないということが論証されれば、人々は、地域エゴや NIMBY という批判を乗り越えて、自らの環境保全の主張を堂々と展開することができるようになるだろう。

以上の問題意識のもと、本稿では、Feldman & Turner の論文の内容と、それに対する 6 名のコメント、および Feldman & Turner のリプライを紹介する。それらに対して、紹介者のコメントを加え、最後にこの論争の中から、いくつかの重要な洞察を取り出してみたい。

2. NIMBY に対する三つの倫理的批判に答える——Feldman & Turner の論文⁵

Feldman & Turner は、論文「NIMBY のどこが悪いのか」の中で、NIMBY を基本的に擁護する立場を打ち出している。彼らによれば、NIMBY には(1)罪深き自分勝手である、(2)公共善に関心である（全ての人の NIMBY の要求が尊重されたら、必要な施設がどこにも建設できなくなる）、(3)環境不正義の源泉となる（経済的・社会的不平等のもとでは、少数の豊かな人々のみが、自らの NIMBY の要求に注意を向けさせる影響力と財力をもっている）、という倫理的な批判があるが、それらはすべて反論できるという。以下では、彼らの主張を丁寧に追っていく。

(1) イントロダクション

彼らは、ケネディ (Robert F. Kennedy Jr.)⁶ による、ニューヨークタイムズ 2005 年 12 月 16 日の論説を、NIMBY の例として議論を行っている。論説の中で、ケネディは、ケープウィンドの洋上風力発電プロジェクト (Cape Wind Offshore Wind Project) に対する反対意見を述べている。このケネディ

⁵ Simon Feldman と Derek Turner は、ともに米国コネティカット大学の哲学部准教授。

⁶ Robert F. Kennedy Jr. は、司法長官を務めたロバート・ケネディ（第 35 代大統領ケネディの弟）の息子。環境問題に熱心な弁護士として知られる。

の主張は、コメンテータの議論にも影響しているので、Feldman & Turner が引用している部分を全て訳しておく。

「環境主義者として私は風力発電を支持している。そこには洋上風力発電も含まれる。適切な土地に風力発電所を設置してもらいたいと思う。適切な場所はたくさんある」。しかし、「ヨセミテ国立公園やナンタケット海峡 (Nantucket Sound) には風力発電所をつくらないことを望む」。それは以下の理由による。「ケープウィンドの提案には、130もの巨大なタービンの建設が含まれている。それらの風車のアーム部分は水面から417フィートの高さにまで達し、26マイル離れたところからも視界に入る。これらのタービンは、海岸から6マイルも離れておらず、ケープ・コッド (Cape Cod)、マーサズ・ヴィニヤード (Martha's Vineyard)、ナンタケットから見る事ができる。タービンから発せられる飛行機への何百もの警告光は、星空や夜景を台無しにするだろう。タービンからの騒音は海岸にも聞こえるだろう」。「環境主義者が陥りがちな罠の中で最悪のものは、保護に値する原生自然 (wilderness) はロッキー山脈やアラスカの中にしかない、と思いこむことである。そうではなく、我々にとって最も重要な原生自然は、人口密集地域のすぐ近くにもある。ナンタケット海峡もそれである」。

このプロジェクトに対しては、ナンタケット海峡保護連合 (Alliance to Protect Nantucket Sound) が、反対運動を起こしている。ケネディのように、手つかずの原生自然地域としてナンタケット海峡を捉えることは、他の反対意見 (洋上風力タービンは航海の邪魔になる) と整合しないものである。騒音、景観、レジャーボートへの障害物という具合に、反対する人々はさまざまな理由を挙げている。

このような要求は、施設設置に関する文書や社会科学の文献の中で「NIMBY 症候群」として忌避される傾向がある。それに対して、Feldman & Turner は、哲学の文献では NIMBY にはあまり注意が払われていないこと、NIMBY の要

求の倫理的な問題とは何なのかを注意深く説明するという仕事がされていないことを挙げ、NIMBY の要求により共感的な者として、自分たちがその仕事を行うのだと宣言する。

(2) NIMBY の要求の本質

Feldman & Turner によれば、NIMBY の要求は「選好の順番」の表明であるという。

最初の選択：風力発電所を誰か他の人 (someone else) の裏庭につくる。

二番目の選択：風力発電所をつくらない。

最後の選択：風力発電所を私の裏庭につくる。

もちろん NIMBY の要求には、それ以上の命令や道徳的主張が含まれているかもしれないが、上のような選好の順番の表明こそが、NIMBY の要求の必要条件なのだ、と Feldman & Turner は考える。その上で、彼らは、この「誰か他の人」が風力発電所に同意しているかどうか、という要素を加えて、NIMBY の選好の順番を次の二種類に区分している。

[NIABY に近い NIMBY]

最初の選択：風力発電所を、同意している他の人の裏庭につくる。

二番目の選択：風力発電所をつくらない。

三番目の選択：風力発電所を、同意していない他の人の裏庭につくる。

最後の選択：風力発電所を私の裏庭につくる。

[真の NIMBY]

最初の選択：風力発電所を、同意している他の人の裏庭につくる。

二番目の選択：風力発電所を、同意していない他の人の裏庭につくる。

三番目の選択：風力発電所をつくらない。

最後の選択：風力発電所を私の裏庭につくる。

二番目と三番目の順番が違うが、最初と最後は同じである。Feldman & Turner は、これ以降、真の NIMBY の要求に焦点を当てて論じていく⁷。

(3) NIMBY は罪深き自己奉仕なのか

ここから、先に提示された三つの倫理的批判に対する反論が開始される。

第一に、NIMBY は罪深き自己奉仕ではないかという疑念について、地理学的偏好性 (geographical partiality) と自己利益 (self-interest) という概念を軸に議論が展開される。

Feldman & Turner によれば、地理学的偏好性は、「他の場所よりも特定の場所の運命を気にかけるという事実の表明」である。地理学的偏好性は、sense of place に関する文献で、長らく強調されてきた。場所に対する配慮は、自己利益とは異なるものだ。しかし、両者はしばしば絡み合っている。NIMBY は地理学的偏好性の表明であるとともに、自己利益への配慮の表明でもありうる。風力発電の場合も、NIMBY を叫ぶ住民は、単に資産価値の減少を心配しているだけかもしれない。

このような事情はあるが、Feldman & Turner は、地理学的偏好性と解釈しても、自己利益と解釈しても、NIMBY の要求は人の性格を悪くするものではない、と論じる。

⁷ Feldman & Turner は、NIMBY の要求が「コモンズの悲劇」とも関連している点に言及している。「コモンズの悲劇」とは、各人が自己利益に基づいて行動すると、コミュニティに悪い結果がもたらされるというものである (Hardin 1968, 邦訳 1993)。またそれは、コミュニティの善を促進するために、個人の近視眼的な自己利益に反する行動を人々に動機づける方法を問題にしている。これは興味深い論点だが、Feldman & Turner は、これ以上「コモンズの悲劇」には言及しておらず、いかにして個々人の選好を変えるかという問題にもふれていない。

地理学的偏好性

Feldman & Turner は、地理学的偏好性の妥当性を示すために、次のように問いかける。あなたが環境活動家であり、自らのエネルギーをどこに捧げるかを決めなければならないでしょう。その場合には、あなたにとって個人的に重要なところであって、新たな開発によって地域の野生生物や場所の自然美が脅かされていると確信しているところを選ぶだろう。他の場所よりもその場所の運命を配慮するのは偶然のことだが、そこを救うためにエネルギーを傾けるだろう。そこはあなたの裏庭なのだ。そのどこが悪いというのか。

また、Feldman & Turner は、バーナード・ウィリアムズ (Williams 1985)⁸ が出している古典的な例を挙げて、地理学的偏好性を擁護している。おぼれている二人のうち、一人はあなたの配偶者であり、一人しか助けられないとすれば、自分の配偶者を助けるだろう。これは明らかに偏好性の例であり、他の人よりもある特定の人を配慮することである。この人のふるまいの中に道徳的に悪いところはどこにもない。また、この種の偏好性は自分勝手でもない。自分のためではなく、配偶者のために水の中にとびこんだのだから。

このように、他者への配慮が自分自身への配慮とは異なるのと同様に、場所への配慮も自分自身への配慮とは異なる。さらに Feldman & Turner によれば、特定の場所への関心は、そこを守ることと「地域で活動する」(act locally) ことを我々に動機づけることにもなる。環境主義者が、特定の場所への人々の関心に訴えることは、おそらく我々にとって最も訴える力があるだろう、と彼らは言う。

ただし、依然として、NIMBY を叫ぶ人が実際には自己利益によって動機づけられており、自分を除外するという倫理的悪徳を示しているのではないかと疑う人がいるかもしれない。

⁸ Bernard Williams (1929-2003) はイギリスの著名な哲学者。

自分自身の利害に対する偏好性

そこで次に、Feldman & Turner は、風力発電所が視界に入ることによって資産価値が下がることを最も恐れている住民の存在を想定する。実際、大部分とは言わないまでも、おそらく多くの NIMBY の要求は自己利益に基づいている。しかし、Feldman & Turner は、常識的な道徳的思考においては、自己利益に動機づけられた偏好性は悪徳だと見なされていないという。彼らは以下のような例を挙げる。

最初の選択：マラリアから子どもを救うための蚊帳の代金を、ある他の人が同意の上で払う。

二番目の選択：マラリアから子どもを救うための蚊帳の代金を、ある他の人が不本意ながら払う。

三番目の選択：マラリアから子どもを救うための蚊帳の代金を、誰も払わない。

最後の選択：マラリアから子どもを救うための蚊帳の代金を、あなたが払う。

この例において、蚊帳を買うお金を送る代わりに、自分のために素敵なテレビを買うと決めたからといって、その人が悪い人間になるわけではないだろう、と彼らは言う。

さらに彼らは、ヘルマンソン (Hermansson 2007)⁹ が出している例を引用して議論を補強している。それは次のような例である。政府があなたに町の新しい図書館のために本のコレクションを寄付してほしいと頼んだ。その寄付を断ると、図書館は開館できなくなるが、だからといって寄付を断ったことであなたが悪徳な人になるわけではない。図書館の開館は望ましいので、誰か他の人が本を寄付するのが一番良い、と考えたとしても、それによって道徳的な欠陥があるとはいえない。さらにこの例は分配的正義に関する強い直観に訴えることによって、本のコレクターに対する共感を引き出す。つまり、なぜこの人

⁹ Hélène Hermansson はスウェーデンの王立工科大学 (KTH) 哲学部の研究員。

は不釣り合いな負担を背負わなければならないのか、という疑問が湧いてくるということだ。

以上から、Feldman & Turner は、NIMBY の要求者が自己利益に基づいて行動しているからといって、その人を悪徳で自分勝手だとみなす必要はない、と結論づけている。場所に関する偏好性も、自己利益に関する偏好性も、悪徳とは言えないのである¹⁰。

(4) NIMBY の要求と公共善

NIMBY の要求に対する第二の倫理的批判は、それが公共善の実現を阻害するということである。ケーブ・ウィンド・プロジェクトは合衆国で初めての洋上風力発電プロジェクトである。風力エネルギーの発展はみんなにとって良いことだ。そこでみんながケネディのような立場をとったらどうなるか。全ての海岸の土地所有者が、自分の海岸ではやめてくれと言ったらどうなるか。政策立案者が全ての NIMBY の要求に従ったら、我々みんなが良くない状態のままになる。これがケネディの NIMBY の要求に倫理的な誤りがあるとされる理由である。このような批判に対して、Feldman & Turner は次のように答えている。以下、彼らの記述をまとめてみる。

¹⁰ ここで Feldman & Turner は、NIMBY に好意的な見解を表明している、環境倫理学者ノートン (Brian Norton) と地理学者ハノン (Bruce Hannon) の議論 (Norton & Hannon 1997) に言及している。それは、Feldman & Turner の議論と多くの共通点があるが、重要な相違点として、ノートンとハノンが良い NIMBY 主義 (場所志向的な NIMBY 主義) と、悪い NIMBY 主義 (経済的な NIMBY 主義) を区別していることがある。これは NIMBY の要求者の動機に基づく区別であるが、Feldman & Turner によれば、ここには二つの問題点がある。一つは、NIMBY の要求者の真の動機をどうやって特定するのかということである。多くの場合、複合的な動機をもっている。どの動機がその時に働いているのか分からない。したがって動機の区別はどの NIMBY の要求を尊重すべきかを決めるのに役立たないのである。もう一つは、経済的な NIMBY 主義のどこが悪いのかの説明されていないということである。なぜ経済的利益を追求することが人の性格を悪くするのかを説明するのは難しいだろう。

1. NIMBYの要求を尊重することが最適でない結果を導くとは限らない。全ての人のNIMBYの要求を尊重することがコミュニティを悪化させるかどうかは偶然の問題にすぎない。したがって、“全ての人のNIMBYの要求を尊重することが最適でない結果を導く場合には、誰のNIMBYの要求も正当化されない”ということから、“誰のNIMBYの要求も正当化できない”への移行は誤りとなる。

さらに、NIMBYの要求が公共善と調和する場合、実際にはNIMBYからNIABYへと主題が変わっていると考えられる。ギブソン (Gibson 2005)¹¹によれば、全ての人のNIMBYの要求を尊重することは、政策立案者に、問題を創造的に解決するよう促す。もし誰も自分の裏庭への風力発電の建設を望まないならば、おそらく我々は、風力発電と同じ便益を得ながら、誰の眺望も損なわないエネルギーを生み出す仕組みを発明するだろう。

2. コミュニティを(ある意味で)悪化させるかもしれないが、いろいろ考えてみれば、それが最善の結果なのかもしれない。全ての人の市民的自由(civil liberties)を尊重することは、コミュニティを、テロ攻撃に対して脆弱にする。テロ攻撃は、コミュニティの数人の市民的自由を侵害することによって劇的に減少しうる。しかし、真つ当な人々ならば、いろいろ考えてみれば、たとえコミュニティが悪化するとしても、市民的自由を尊重するほうがよい、と考えるだろう。同様に、たとえそれによってみんなが何かしらの犠牲を払うことになるとしても、NIMBYの要求は尊重されるべき重要なものである。

3. NIMBYの要求は全く道徳的要求ではないかもしれない。NIMBYの要求は単なる選好の順番の表明にすぎないかもしれず、道徳的に正当化する必要がないかもしれない。

¹¹ Timothy Gibson は米国ジョージ・メイソン大学のコミュニケーション学准教授。

4. 収用権 (eminent domain) との類比。公共善を守ることへの関心が、NIMBY の要求よりも勝つ場合がある。例えば、収用権に関する法律は、“ある公共善をもたらす（または守る）ために特定の人々に不釣り合いな負担を背負わせることを許容するもの”として理解されている。この収容権によって NIMBY の要求は時々乗り越えられる。しかし、その事実から、“NIMBY の要求は常に道徳的に反対すべきものだ”とか、“NIMBY を考慮しないことには道徳的理由がある”という結論に至ることは誤りだ。国が NIMBY の要求を乗り越えることを時々認めるということは、“NIMBY の要求は決して道徳的に正当化できない”ということの意味しないし、“乗り越えられた要求は道徳的に正しくなかった”ということも意味しない。

5. ある種の偏好性は不偏的な道徳の観点から正当化されうる。自分の子どもに対する偏好性は、規則功利主義に基づいて正当化できる。各人が自分の子どもに対して偏好性をもつならば、結局はみんなにとって最善になるだろう。また非帰結主義に基づいても正当化できる。自分の子どもに対する特別な関心は、客観的に見て、子どもを持つ人にとって最善の生の一部となっているからである。同様に、自分の裏庭に対する特別な関心も、客観的に、裏庭を持つ人にとって最善の生の一部となっているかもしれない。

6. NIMBY の要求は政策立案者にとって有益な情報を提供する。良い政策決定をするために、コミュニティの指導者は、複数の政策案の費用と便益に関する、できるだけ十分な情報を得る必要がある。反対運動の強さによって、“住民が、裏庭に設置される施設を避けるために、どのくらいの額を支払う意思があるか”についての情報が、町の役人に与えられる。この情報は政策立案者にとって有益である。NIMBY の要求という形で自分たちの選好を表明することは、市民の義務 (civic obligation) であるとさえいえる。

以上から、Feldman & Turner は、“政策立案者が NIMBY の要求に従うこ

によって公共善が犠牲になる”という事実は、“NIMBYの要求自体に何か悪いことがある”ということの意味しない、と結論づけている。

(5) NIMBYと環境不正義

NIMBYに対する第三の批判は、NIMBYの要求は環境不正義の問題に無感覚であるというものである。ここには、豊かな人々のNIMBYの要求に従ったならば、環境不正義の状況が固定化されてしまう、という心配がある。これに対して、Feldman & Turnerは、NIMBYの要求に従うことが実際に環境不正義の状況を固定化するかどうかは偶然的な問題である、と答えている。貧しい人々がNIMBYを叫ぶ場合もあるからである。ただ、ケーブ・ウィンド・プロジェクトの事例では、比較的豊かな人たちがNIMBYを要求しているのだが。

Feldman & Turnerによれば、環境不正義に対する関心は、豊かな人々の裏庭に望まれない施設を置くための十分な理由になる。もし政策立案者が豊かな人々のNIMBYの要求に従って、貧しい人々の裏庭に風力発電のタービンを置いたならば、環境不正義に無感覚であるという道徳的批判に値するだろう。

では、ケネディの場合はどうか。ケネディのNIMBYの要求は地理学的な偏好性に動機づけられていると考えた場合、彼が環境正義の問題に無感覚であると想定するのは公正ではない、とFeldman & Turnerは主張する。つまりケネディは、単純に予見できる不正義よりも、特定の場所に対してより大きな配慮を与えているにすぎないのであって、なぜこれが倫理的に反対すべきものなのかは明らかではない、と彼らは言う。

とはいえ、Feldman & Turnerは、ケネディの立場は見苦しいものだとし、その理由を、“富や特権を与えられているのに、水平線の上に風力発電のタービンを見なければならぬことを大きな犠牲だと考えていること”に置いている。ケネディが失いかけているものは、ケネディが持っているものに比べると格段に小さい、と彼らは考える。しかし彼らはまた、相対的に恵まれた人が、同じ根拠に基づいてケネディを批判することは、自分自身を不公正に除外する

ことになるとも述べている。ケネディは、我々が素敵なテレビについて感じているのと同じことを水辺の眺望について感じているのであり、そのことが我々を戸惑わせているものなのだ、というのがFeldman & Turnerの分析である。

(6) 結論

以上のように、Feldman & Turnerは、NIMBYに対する三つの倫理的批判に反論している。彼らは結論として次のように述べている。

NIMBYの要求は偏好性の表明である。しかし、それだけで、NIMBYを退けたり、NIMBYを要求する人を誹謗したりする理由にはならない。NIMBYの要求は、共有された公共的な便益への考慮によって打ち負かされることがあるが、それはNIMBYの要求が道徳的に正当化できないとか、NIMBYの要求者は悪徳で自己奉仕的な人間だとか考えることなく言うことができる。我々は、ケネディに上のような非難を浴びせることなく、洋上風力発電を建てるべきだと言うことができる。

環境主義者はNIMBYを要求することに罪の意識を感じる必要はない。特に、NIMBYの要求が、地域のトラスト運動に資金を供出する人々を刺激したり、環境活動の第一歩を踏み出したりするための最善の方法であるときには。同時に、環境主義者はすべてのNIMBYの要求に従う必要もない。公共善はNIMBYの要求に勝つ場合が多いからである。

(7) 紹介者のコメント

ここまで、Feldman & Turnerの論文を丁寧に追ってきた。彼らはNIMBYに対する三つの批判に反論し、NIMBYの要求に一定の意義を認めている。その一方で、NIMBYの要求を絶対視することもなく、公共善や環境正義の方が優先される場合もあることも認めている。彼らの議論はバランスのとれたものであり、これを読むと、地域開発に対する抗議運動＝「地域エゴ」「NIMBY」＝悪徳と見なして、歯牙にもかけないという態度のほうが、倫理的に問題があるということが分かる。

ただし、彼らの議論には気になる点もある。その一つは、そもそもの発端である洋上風力発電に対する彼らの理解である。風力発電にも環境負荷があり、単純にクリーンエネルギーで公共善とはいえない可能性もある。クリーンエネルギーの間での比較考量（風力、太陽光、小水力、地熱）が必要であるともいえる。つまり、「地域環境／景観 vs クリーンエネルギーとしての公共善」という対立として単純化できない可能性がある¹²。NIMBYの例としては、むしろ葬儀場や清掃工場、廃棄物処理場のほうがより適切のように思われる。

Feldman & Turner が時おり垣間見せる、ケネディに対する反感の原因の一つは、ケネディが裕福な人間であることであろう。確かに、もしケネディが、自身は大量のゴミを排出し、親族のために厳粛な葬儀を開くのに、葬儀場や清掃工場、廃棄物処理場が彼の家の近くに作られることに反対したとしたら、反感を覚えるだろう。しかし、この例は良好な景観を風力発電が破壊するという例であり、それに対する反対意見は、彼のわがままな選好というよりも、多くの人が共有できるものであるように思われる。そして、良好な景観を求めることは、金持ちに特有の選好とは言えないだろう。

Feldman & Turner の記述で最も重要と思われるのは、NIMBYの要求は政策立案者にとって有益な情報を提供する、という指摘だろう。彼らは、自らの選好を表明することは市民の義務でさえあるとさえ述べている。その意味では、NIMBYは、一般に言われるような嘲笑的なレッテルではなく、政策決定者が尊重すべき住民意思を表す言葉といえるだろう。

さて、この Feldman & Turner の論文に対して、6人の論者がコメントを寄せている。以下では、それらを紹介していく。最初に紹介する Drenthen と Haggett は NIMBY の要求者に好意的な立場であり、それに続く Meyer、Shockley、Crozier & Hajzler、Whyte は、批判的な立場である。また、Drenthen、Haggett、Meyer は NIMBY と利己主義との関係を、Shockley、

¹² この点については、風力発電のメリットとデメリットについて議論したワークショップの報告も参照（吉永 2008）。

Crozier & Hajzler は NIMBY と公共善・公共政策との関係を、Whyte は NIMBY と環境正義との関係を、それぞれ扱っている。

3. NIMBY の背後には個別主義の倫理 (ethics of particular) があるのではないか——Drenthen のコメントをめぐる¹³

(1) Drenthen のコメント

Feldman & Turner は、NIMBY を、具体的な決定や選択をめぐるものと定義し、それを「選好の順番」として表現している。しかし、Drenthen によれば、NIMBY の要求者たちは、単に具体的な数々の決定に関心をもっているのではなく、場所の意味や世界観をめぐる論点を提起しているのだという。以下、Drenthen の議論を要約する。

リベラルな民主主義において支配的な政治の言説は、「共通善」(common good) という言葉か、個人の選好という言葉で論ずることを市民に求める。しかし、NIMBY の活動家たちはこれら両方を否定して、場所の意味という根本的に異なるアプローチから議論を始める。NIMBY の抗議者たちの関心の中心には、形而上学的な性質がある。

個人の偏好性の表明として NIMBY の立場を捉えてしまうと、NIMBY の抗議に含まれるより根源的な要素を見逃してしまう。つまり、我々はさまざまに異なる場所を比較できるし、比較すべきだ、という考えを彼らは否定しているのだ。西洋の思想全般と政治的な言説を支配している合理性は、空間 (space) は場所 (place) に先立つという普遍主義的な世界観 (キリスト教の世界) から出発している。そこでは場所は普遍的な空間の中の特定の部分にすぎないので、異なる場所どうしを比較できることになる。それによって社会全体の善のために特定の場所を「犠牲にする」という論じ方も可能になる。

それに対して、NIMBY の活動家は、画一的な空間を離れ、単一のユニークな場所から成り立つ世界へと我々を導く別の合理性から出発する。彼らは、非

¹³ Martin Drenthen はオランダのラドバウド大学ナイヘーメン校の科学部にある科学・イノベーション・社会研究所に所属する哲学の准教授。

普遍主義的な世界観、固有の特徴、歴史、場所の感覚をもったユニークな場所から出発する世界観、場所に特有のやり方で尊重され認識されるよう促す世界観をもっている。しかし、このような場所への関心は、政治のプロセスの中で考慮されづらい。というのも、政治的リベラリズムの観点からは、それは不合理なもの、あるいは個人的で拘束力のないものと考えられるからだ。

スミス (Smith 2001)¹⁴ は、1990年代の英国の道路反対運動を調査し、そこには空間の意味に関する「形而上学的な」論争が含まれていたとしている。高速道路はAからBへと財や人を効率的に短時間で運ぶよう設計されている。それに対して、道路反対運動はAとBの間のすべての地点に声を与えた。一般的に、空間は交換可能な場で満たされた抽象的な次元とされている。それに対して、道路反対運動の活動家たちは、空間の経験を、ライフヒストリーで満たされ、ローカルコミュニティと結びついた、特定の意味や、固有の歴史と生態系をもつローカルかつ特定の場所へと展開させた。彼らはこれまで適切に分節化されてこなかったローカルなエトスを表明したのだ。

このような新しい場所に基づく倫理 (place-based ethics) は、近代社会においては分節化するのが難しい。新しいローカルなエトスは、それにふさわしい言葉を発見していないが、表現形態はすでにできあがっている。森を、たくさんのストーリーや意味で満たされ、人々の生活が絡み合った場所として認識すること。森の価値を、人間と自然との関係を具現化したものとして認識すること。自動車の運転手は、各地点を、AからBへの迅速な接続の障害物として見るが、森の活動家は、森の途中の具体的な各場所の内在的な質に注目する。世界は単に出発点と到着点から成り立っているのではない。その間にあるさまざまな場所は、特定の質や固有の重みをもっているのだ。

以上をふまえて、Drenthen は、NIMBYの抗議運動を、リベラルな合理性を打ち破る企てとして認識すべきだ、と主張する。個別性 (particularity) が問題となっている場所が、他の場所と比較したり置き換えたりできない、個別

¹⁴ Mick Smith はスコットランドのアバティー・ダンディー大学社会学部講師。

の価値と意味をもった場所かどうか。これは空間と地域性の意味をめぐる形而上学的な闘争なのだ、と彼は言う。

(2) Feldman & Turner の応答

このコメントに対して、Feldman & Turner は、次のように応答している。1) Drenthen の主張は選好の順番の表明として NIMBY を扱うことと整合する。また実際に、NIMBY を要求する人の中には、Drenthen が主張したようなより深い論点を出しているという自己認識をもつ人もいる。2) しかし、NIMBY の要求者のほとんどは、空間が場所に対して優位に立ってきた伝統に挑戦しているわけではない。ケネディは、自分がそのような哲学的批判を行っているとは思っていないだろう。3) 諸コミュニティは、望まれない施設をどこに配置するかに関する決定をしばしば行わざるをえない。その決定を行う唯一の方法は、さまざまな場所を比較することである。そのような比較を否定することは、合理的な立地の決定方法は存在しないということである。4) 我々は常にさまざまな場所を比較している。例えば NPO が保全するための土地を買う際に、資金が限られている場合、二つの地域のどちらを買うべきかを決定しなければならない。その際に“比較する”ということが、場所の本性に対する誤解を含んでいるという議論は、理解しがたい。

(3) 紹介者のコメント

ケネディが哲学的批判を行っているか、形而上学を持っているかは定かではないが、NIMBY の要求をきっかけに議論を重ねていけば、場所の意味や形而上学が醸成され、「個別主義の倫理」が生まれることは十分にありうるだろう。

現実には、確かに場所の比較が行われているし、行われるべきであろう。その一方で、NIMBY の要求は「ここはかけがえのない場所だ」という認識を表明しているともいえる。そのように認識されているところはできるだけ避けるべきだという判断もありうる。保護地域とそうでない地域が区別されているように、「ここだけは残すべきだ」とされる地域が実際にある。また、その場所

を残すために建設の代替地を提案することもよくあることだ。

したがって、NIMBYを「個別主義の倫理」の端緒と位置づけることは、それほどおかしな話ではないだろう。あとはそれがどのように保障されるか、という問題になる。

4. NIMBYは軽蔑的なラベリングではないか——Haggettのコメントをめぐって¹⁵

(1) Haggettのコメント

Haggettの主張は、1) NIMBYという言葉をやより明確に定義すべきだ、ということと、2) 風力発電に反対する人々をNIMBYと呼ぶのは誤りだ、ということである。以下、彼女の論旨を追っていく。

NIMBYの定義問題

Feldman & Turnerは近接性(proximity)という重要な問題に対して全く気を配っていない。ケネディにとってヨセミテは近隣地域ではない。距離は問題ではなく、ある場所が端的に風力発電所の開発にふさわしくないという点がポイントなのだ。自分勝手かどうかにかかわらず、野生動物への配慮のために、あるいは個人的に重要な場所を守るために、人々は抗議しているのだ。

Feldman & Turnerは全ての抗議をNIMBYと想定することで「定義」の問題を避けている。しかし、原生自然の保存のような議論を引き合いに出す人々の動機を疑い、彼らは単に表向きの口実としてそれを用いている「心底からのNIMBY主義者」なのではないか、と思うことは倫理的でないだろう。

経験的な証拠

「より大きな善に無関心な地域住民による、自分勝手に不合理なふるまい」としてのNIMBYは、実際にはほとんどない。確かに抗議はたくさんあるが、

¹⁵ Claire Haggettは英国エジンバラ大学の社会政治学部講師。持続可能性の社会学を教えている。

それが自分勝手な理由だけに基づいていることはほとんどない。したがって、NIMBY は反対運動を記述し概念化するための効果的な方法ではない。

世界中の研究が示すように、反対する人々は愚かでも自分勝手でも不合理でもなく、地域や開発について、またより一般的な論点についての詳細な知識に基づいて反対している。

第一に、反対者は、“開発者が利益を追求する外部の人たちであり、そのコミュニティについての知識をほとんど持っていないために、コミュニティに何の関心ももたずに、コミュニティにとって何の利益にもならない風力発電所を建てること”に対して抗議している。つまり、人々は計画や意思決定のプロセスに対して抗議しているのである。人々は（たいていの場合正しく）感じている。自分たちに影響を与える決定に対して何も言えていないと。意味のある参加の機会を与えられていないと。市民参加はすでに決定がなされた後で単なるお飾りとしてなされているにすぎないと。この意思決定や意思決定者に対する信頼の欠如が、抗議の原因になっているのである。

第二に、多くの抗議は、風力発電の環境影響に関するものである。再生可能エネルギーは地球にとっては良いかもしれないが、地域景観、野生動物、野鳥などの地域環境にダメージを与える。Feldman & Turner は風力発電に賛成しているが、風力発電に反対する人々の核心的な論点は、環境へのダメージ、非効率性、莫大な補助金、気候変動対策や電力供給の確保にあまり寄与しない、という点にある。

Feldman & Turner は、NIMBY は公共善に無関心だと述べているが、風力発電への反対者は、公共善と彼らが考えるもの——環境とコミュニティに即座に実感できる不利益をもたらす、高額で非効率的な技術を避けること——を志向している。風力発電を良いものと想定し、その立場から反対者の主張を判断することは、良くても有効でないし、悪くすればそれ自体が倫理に反したものとなる。

NIMBY の定義と用法を、さらにはっきりさせることが必要だ。というのも、第一に、地域の人々は、自分自身を NIMBY と称しておらず、また「NIMBY

を叫んで」いるわけでもないからだ。第二に、NIMBYと、より一般的で広範囲の抗議との間に違いがあるからだ。第三に、Feldman & Turnerの言う「真の」NIMBYは非常にまれだからだ。

たくさんの経験的な証拠の結論は、自分勝手に偏狭な抗議者たちのために、風力発電が反対されているのではない、というものだ。もし人々に、風力発電に対する考えを変えさせたいのならば、計画と意思決定プロセスに徹底的に有意義な仕方に関与させることだ。彼らをNIMBYと呼んではならない。

(2) Feldman & Turner による応答

このコメントに対して、Feldman & Turnerは、次のように応答している。

NIMBYは地理学的な観念か、心理学的な観念か

「私の裏庭」(my backyard)とは、地理学的な観念(現在の自分の家の近くだけを指す)なのか、それとも心理学的な観念(たとえ遠くにあっても、実際に行ったことがなくても、私にとって特別な関心や意味あいがある場所)なのか。自分自身が行ったことはなくても、両親が育った場所には、特別な関心をもつだろう。遠く離れた場所に対しても、NIMBY型の選好の順番をもつことができる。Haggettは、「私の裏庭」の心理学的な読みは、NIMBYを「抗議」や「反対」の同義語にしてしまうと心配しているが、NIMBYは抗議や反対の一種にすぎず、多くの反対運動はNIMBYの要求を含んでいない。これこそが、まさにNIMBYを選好の順番として分析したことによって分かったことである。

NIMBYの定義問題

Haggettが言及しているNIMBYの定義「より大きな善に無関心な地域住民による、自分勝手に、不合理なふるまい」は、あまりにも広すぎるので良くない定義である。飲酒運転もここに含まれてしまう。

Haggettは、NIMBYというラベリングを軽蔑的なものと考えているが、我々はそう考えていない。したがって、ケネディをNIMBYとラベリングしたと

きに、ケーブル・ウィンド・プロジェクトに対する彼の反対意見を批判したり矮小化したりする意図はない。

我々は施設の立地に関する文書の中で NIMBY という言葉が実際にどう使われているかには注意を向けないできた。大部分の人々が、NIMBY を軽蔑的な言葉と捉えていることはありうる。そこで、軽蔑的でない用語を導入するほうがより簡単かもしれない。例えば、SWEF (somewhere else first) という用語がありうる。そうすると、SWEF の中で、自分勝手に不合理な地元住民によってなされたものが、NIMBY の要求ということになる。そして、SWEF の要求には本質的な誤りは何もない、というのが我々の主張となる。

とはいえ、多くの理論家たちは、NIMBY というラベリングは軽蔑的ではないと考えている。また、「良い」NIMBY と「悪い」NIMBY を区別することができると考えている (Meyer, Shockley, Crozier & Hajzler もそうだ)。全ての NIMBY の要求が定義上悪いと考えてはいない。したがって、我々の用語法が、現在の用語法から極端に離れているとは思わない。

(3) 紹介者のコメント

NIMBY は、定義上、悪いものとされているわけではないかもしれない。しかし、日本での NIMBY にあたる言葉である「地域エゴ」は、明らかに軽蔑的な言葉である。その意味では Haggett の議論は、日本の状況を考える上で参考になる。つまり、住民による反対運動を「地域エゴ」として嘲笑し、きちんと考慮しないということに対して、Haggett の議論は正面から答えているといえる。ここで Haggett は、実際には住民参加がなされていないこと、政策立案者との間に信頼関係が築けていないことに問題がある、ということを明確に語っている。また、風力発電の環境影響についてふれている点は、NIMBY の事例として風力発電がふさわしいのかどうかという紹介者の疑問に答えるものでもある。

総じて、Feldman & Turner の問題意識が NIMBY 概念の分析にあるのに対して、Haggett の問題意識は NIMBY をめぐる現場の状況にあるといえる。

そのため Feldman & Turner の応答も少しずれたものになっている (SWEF という用語の導入は、Haggett のコメントに対して何の答にもなっていない)。Haggett のコメントは、分析哲学者ではなく、NIMBY (地域エゴ) のレッテルに苦しめられている人たちが読むべきものだろう。

5. NIMBY は偽善ではないか——Meyer のコメントをめぐって¹⁶

(1) Meyer のコメント

Meyer は、ケネディの立場に対する不快感は、彼が偽善的 (hypocritical) であるという疑いを根拠にして最もよく理解される、と述べている。Meyer によれば、環境主義者で再生エネルギーの支持者としてふるまいながら、自分の裏庭への風力発電所の設置には反対するということは、彼が思ってもいないことを平気で言う偽善者であることを自ら暴露するものだという。

Meyer はここで、ハリーとサリーという二人の人物を設定する。ハリーは原子力発電を支持しながら自分の家の近くに発電所を建てることには反対する。この場合は偽善的であり、NIMBY 主義である。NIMBY 主義の問題は、あるものを公共善と見なしながら、その実現を不可能にする点にある。サリーは原子力発電を批判して、自分の家の近くに発電所を立てることに反対する。この場合は偽善的ではない。原子力発電は公共善ではなく、その実現を阻止しようとしている。これは Feldman & Turner の用語を使えば「NIABY に近い NIMBY」の要求である、と Meyer はいう。

この区別を説明するために、Meyer は、ラブキャナルの有害廃棄物に対するギブス (Lois Gibbs)¹⁷ の抗議活動や、PCB 汚染に対する貧しいアフリカ系アメリカ人の戦いを例に挙げている。これらは今日の草の根の反公害運動や環境正義運動の出発点といわれているが、長年にわたり「NIMBY 主義」として

¹⁶ John M. Meyer は、米国ハンボルト州立大学の政治学部教授。

¹⁷ Lois Gibbs は、米国の環境運動家。1978年にラブキャナルの住宅地の下に埋められていた有害廃棄物が住民の健康被害を引き起こしていたことが発覚したとき、当時主婦だった彼女は住民を率いて政府に対して住宅移転補償を求めて運動を行い、全戸の移転を成功させた。

退けられてもきた。しかし、そのとき彼らは、「誰も」(nobody) 有害な環境にさらされるべきではないと主張し、「すべての人の」(everybody's) 裏庭を守ることを目指していた。したがってそれは NIMBY ではなかったのである。

Meyer は、「NIMBY」は嘲笑的な用語であるという認識から始めなければならないとして、特に、活動家が広く共有されている目標に対して偽善的にリップサービスをしなが、その実現を不可能にする場合には、非難に値する強い理由がある、と述べている。

(2) Feldman & Turner による応答

このコメントに対して、Feldman & Turner は、次のように応答している。

ケネディが偽善者だというのは明らかではない。そもそも偽善とは何かということが明らかではない。例えばケネディを、“環境に対して一般的な方法で誠実に配慮しつつ、特定の場所すなわちケーブ・コッドの家からの眺めについてはより配慮している人”と捉えることもできるだろう。これは比較的良好な現象だが、これを偽善というのか。

また、もし偽善が NIMBY の要求を悪いものにするというのならば、“NIMBY の要求者は本当は環境に全く配慮していないのだ”と想定することによって、偽善としての（悪い）NIMBY は、首尾一貫した（良い）NIMBY に変わることになる。これは直観に反する誤った結論だろう。

(3) 紹介者のコメント

Meyer の議論に関しては、Feldman & Turner による応答が非常に適切であるといえる。「偽善者」が最も悪いのであれば、首尾一貫した開発主義者や、教条的な環境主義者のほうが良いということになる。しかしそれは硬直的な原理主義のように思える。

さらに付け加えるならば、ある人に「偽善者」のレッテルを貼ると、その人の主張に含まれている重要な要素も葬り去られてしまう恐れがある。Feldman & Turner が指摘しているように、NIMBY の要求には、公共政策の意思決定上、

重要な選好が含まれているはずだが、それも「偽善者」の発言として顧みられなくなるだろう。

また、Meyer はラブキャナルや環境正義の例を挙げ、なおかつその運動家たちが長い間 NIMBY 主義という誤ったレッテルを貼られていたことにもふれているが、Meyer が行っている「偽善者」のレッテル張りは、同じ轍をふんでいると考えられる。

ちなみに、Meyer は、サリーの議論を「NIABY に近い NIMBY」としているが、これは端的に NIABY の主張であろう。Meyer は、コメントの注の中で、Feldman & Turner が「NIABY に近い NIMBY」の最初の選択を「同意している他の人の裏庭に建てる」として、二番目の選択を「建てない」としていることに対して、「混乱している」(confuse) と述べている。NIABY ならば「建てない」が最初の選択になるはずだという。しかし、Feldman & Turner は NIABY の説明をしているのではなく、「NIABY に近い NIMBY」の説明をしているのだ。混乱しているのは Meyer のほうである。

6. NIMBY はフリーライドではないか——Crozier & Hajzler のコメントをめぐって¹⁸

(1) Crozier & Hajzler のコメント

Crozier & Hajzler は、NIMBY の要求自体の道徳的な正当化可能性 (justifiability) ではなく、政策形成の中で、どの程度、他者を正当かつ道徳的に説得できるのか (政策立案者やコミュニティの成員はケネディの NIMBY の要求を尊重する義務があるかどうか) に焦点を当てている。Crozier & Hajzler の結論は、NIMBY は道徳的・政治的な力をもっていないというものである。以下、彼の議論をまとめる。

¹⁸ G.K.D. Crozier は米国ロヨラ大学哲学部准教授。Christopher Hajzler は、ニュージーランドのオタゴ大学経済学部講師。

フリーライダーの NIMBY

「良い」NIMBY の要求と「悪い」NIMBY の要求がある。政治的に説得力をもたないタイプの NIMBY の要求は、フリーライダーの要求である。ケネディの NIMBY の要求が政策立案者に対して強制されるべきではない理由は、それがフリーライドを表しているからである。もし彼の主張の背後にある推論が普遍的に受け入れられたなら、ケネディが公共善として評価するクリーンエネルギーを提供する風力発電所はどこにも建たなくなる。

フリーライダーの NIMBY は、Feldman & Turner が考察していない第三のカテゴリーを示している。

最初の選択：風力発電所を誰か他の人の裏庭につくる。

二番目の選択：風力発電所を私の裏庭につくる。

最後の選択：風力発電所をつくらない。

風力発電所の価値を理解しながら、自らはそれに必要な負担を避けている。これを考慮しようとする政策立案者は、道徳判断において誤りを犯すだろう。

普遍化可能な NIMBY

他方、普遍化可能な NIMBY も存在する。しかし、普遍化可能な NIMBY の主張に対しては、政策立案者は注意深く考慮しなければならない。というのも、以下の立場が普遍的に適用されたならば、その政策は社会的に望ましいものではなくなるので、放棄されなければならない。

(A) 私が被る費用に関して十分な補償がなされなければ NIMBY を主張する、という場合、これが普遍的に適用されると社会的費用が社会的便益を上回る。したがってその政策は採用されるべきではない。

(B) 誰か他の人の裏庭に対して最小の費用を喜んで払うので NIMBY を主張する、という場合には、他の場所でその活動が行われるべきである。ただし、もしこれが普遍的に適用され、すべての人の裏庭が使い尽された場合には、(A)

へと落ち込んでいく。

(C) その善からいかなる便益も受け取れないので、いかなる状況でも NIMBY を主張する、という場合、そこで考慮されている善はまったく公共的な善ではない。したがって、その政策は採用されるべきではない。

ケネディの主張がフリーライドではなく (B) に該当するならば、論点は、風力発電所にふさわしい裏庭をどう特定するか、社会的に望ましい方法で費用をどう分担するか、へと移行することになる。

NIMBY を要求する者がフリーライドをしようとしているかどうかを決定するのは容易ではないが、この基準は、公共善の考慮が NIMBY の要求を打ち負かすべき場合を決定するための明確で原則的な尺度となるだろう。

(2) Feldman & Turner による応答

このコメントに対して、Feldman & Turner は、次のように応答している。

我々は、政策立案者はどのような条件のもとで NIMBY の要求に従うべきなのかという問題を避けてきた。政策問題は込み入っていて複雑なので、原則的なことを言うことについては確信がもてないからだ。それに対して、Crozier & Hajzler は、原則的なことを言っている。つまり、フリーライドの NIMBY の要求は、政策に影響を与えるべきではないと。

Crozier & Hajzler の選好の順番によれば、ケネディが風力発電所をどこにもつくらないよりは、自分の裏庭につくることを選好する場合には、フリーライドを企てていることになる。他方で、自分の裏庭につくることよりもどこにもつくらないことを選好する場合には、我々の言う意味での NIMBY の要求になる。

しかし、Crozier & Hajzler の提案は理解できない。二番目と三番目を入れ替えたからといって、最初の選択で、他の人の裏庭に風力発電所の設置を望んでいる点で、NIMBY の要求者はフリーライドを望んでいることになるからだ。また普遍化可能な NIMBY の例のうち、(A) と (B) については、補償に関する選択を入れることによって、どうして悪い NIMBY が良い NIMBY に変わ

るのが分からない。(C) は NIABY の主張である。

また、選好の順番に普遍化可能性テストを適用することには疑問がある。ケネディが、自分の裏庭に風力発電所を設置することを選好した場合、他の人は設置できなくなるので、普遍化可能性テストに合格しないことになる。しかしこの選好は悪いとはいえないだろう。

Crozier & Hajzler は、政策立案者はフリーライダーに従うのは避けるべきだとしているが、しかし、公衆や、より大きなコミュニティにとって最善のことはする場合に、誰かがフリーライダーになることは避けられない。新しいリサイクルセンターを建てるが、誰も自分の裏庭には建てられたくないという場合、それが実際に建ったときには、ある人たちはフリーライダーになるだろう。

(3) 紹介者のコメント

Crozier & Hajzler は、普遍化可能か不可能かによって NIMBY を分類し、普遍化不可能なものはフリーライダーであり「悪い」NIMBY としているが、普遍化可能な NIMBY の要求でも、ほとんどの場合、政策には採用されないことになっている。したがって、「良い」NIMBY を設定する意義がよくわからない。Feldman & Turner が言うように、普遍化可能性やフリーライダーという観点からの分析は、あまり有効でないといえるだろう。

7. NIMBY には公共的な理由がないのではないか——Shockley のコメントをめぐる¹⁹

(1) Shockley のコメント

Feldman & Turner の中心テーマは、NIMBY の要求を、偏好性に依拠しているという理由で非難することはできない、という点にある。それに対して、Shockley は、NIMBY の倫理的な問題は偏好性ではなく、それを正当化する「理由」にあるという。つまり、NIMBY の要求者の問題は、特別な正当化なしに、

¹⁹ Kenneth Shockley は、米国ニューヨーク州立大学バッファロー校の哲学部准教授。

公共政策の文脈では不適切な、行為者相関的な (agent-relative) 理由に訴えることが多い、という点にあるという。Shockley によれば、行為者相関的な理由とは、例えばエイブがベンに約束をした場合、ベンにはエイブに約束の遵守を要求する理由があるが、クリスには理由がない、ということである。以下、Shockley のコメントをまとめてみたい。

Feldman & Turner は風力発電に関するケネディの選好の順番を挙げているが、その選好はケネディに相関的な理由を構成しているのであって、他の人は別の理由をもっているかもしれない。このように、NIMBY の要求に伴う理由は、行為者相関的な理由である。しかし、公共政策の中では、行為者相関的な理由の使用は、規則ではなく例外と見なされるべきだ。公共政策の中では、NIMBY の要求が、公共的な理由 (public reason) によって正当化されることが必要であり、行為者に中立的な (agent neutral) 価値に訴えたり、行為者に中立的な正当化を行ったりすることが求められる。

Feldman & Turner は、NIMBY の要求は正当化できなくはない、と述べているが、これは“NIMBY の要求は、公共善との結びつきや、公共的な理由に下支えされた不偏的な道徳的観点といった、特別な正当化を要求する”ということである。

ケーブル・ウィンド・プロジェクトに対するケネディの反対意見は、個人的な道徳性の問題としては、正当化できるかもしれないが、公共政策を促進する問題として、公共的な道徳性の問題としては、全く擁護できない。なぜ公共政策においてケネディの個人的な選好を重要視しなければならないのか。ケネディには、それに答える責任がある。またその答は行為者に中立的な言葉で語られなければならない。公共政策の文脈では、行為者に中立的な言葉の形態が、端的に公共的な理由の形態なのである。

(2) Feldman & Turner による応答

このコメントに対して、Feldman & Turner は、次のように応答している。

Shockley は、NIMBY の要求の多くは、行為者中立的な理由に訴えていな

いが、中には、行為者中立的な理由に翻訳できる NIMBY の要求があるかもしれないと考えている。その点で NIMBY の要求が必ずしも悪いものではないという我々の主張を受け入れている。

しかし、NIMBY を要求する人に、行為者中立的な理由を説明する義務があるのか。むしろ政策立案者に、特定の有権者の主張が有益かどうかを調査する義務があるだろう。

また環境正義の観点からは、その要求が、単に公共的な理由という言葉で十分に展開されていないという理由だけで、公共的な言説から締め出してはならないだろう。事実、歴史的に不正義によって苦しんできた人々は、行為者相関的な用語で要求や不平不満を述べるが大いにありうるからだ。その際に、公共的な言説の中では自分自身の利害に訴えてはならず、不正義と戦うための行為者中立的な理由という用語で議論を形成しなければならないというのは、きわめておかしいことだろう。

有徳な政策立案者は、行為者相関的な方法で考えるだろう。「我々はあなたたちにその負担を課すべきではない。なぜならあなたたちは、過去、我々によって不公正な扱いを受けてきたのだから」。ここには当該の政策を正当化するのに十分な補足的な行為者中立的な理由がある。ここでのポイントは、公共的な言説の中で、行為者相関的な理由を考慮することが常に不適切だとはいえない、という点にある。

Shockley が出している「約束」の例を使えば、政策立案者も約束（条約、選挙公約など）をするが、それは行為者相関的な理由が公共的な言説の中で役割を果たしている例である。アリスがベンにお金を返す約束をしたとき、アリスには行為者相関的な理由があるが、同時に、友人に対して誠実に約束を守るという行為者中立的な理由もある。行為者相関的な理由は、行為者中立的な理由によって補完されている。

(3) 紹介者のコメント

Shockley が出している「行為者中立的」な理由と「行為者相関的」な理由

との対比は、正義論における「正義」と「愛」との対比によく似ている（井上1986）。そしてリベラルな正義論は、Shockleyの用語を使えば、公共的な議論においては「行為者中立的」な理由を提示するよう求めている。それに対して、コミュニタリアニズムの論者たちは、「中立性」に対して疑問を呈し、公共的な議論においても行為者相関的な価値観（善）を積極的に主張すべきと説いている（Sandel 1996 chap.1、邦訳2010）。コミュニタリアニズムは、Feldman & Turnerの応答にも見られるような、「行為者相関的」な理由を公共的な議論の中にきちんと位置づけようとする主張を後押しする思想と考えられる。そして実際には、Feldman & Turnerが述べているように、「行為者中立的」な理由と「行為者相関的」な理由は補完的なものであり、公共的な議論では「行為者中立的」な理由でないと思えないというのは現実的ではないと思われる。

8. NIMBYは環境不正義を引き起こすのではないか——Whyteのコメントをめぐって²⁰

(1) Whyteのコメント

Whyteは、Feldman & Turnerの分析が、迷惑施設（locally unwanted land use: LULUs）に関するNIMBYと環境正義（Environmental Justice: EJ）の違いについての、さらなる哲学的議論の機会を提供している、と評している。そして、Feldman & Turnerが、NIMBYが環境不正義になるのは偶然的な問題で、その逆がありうる、つまり、“豊かな人々が満足感などからNIMBYを叫ぶことはないような場面で、貧しい人々がNIMBYを叫んでいる例があり、NIMBYに従うことで環境正義に寄与することがありうる”と想定していることに対して、Whyteはこの想定が正しいかどうかを検討している。

²⁰ Kyle Powys Whyteは、米国ミシガン州立大学哲学部助教。

二つのシナリオ

Whyte は、あるいくつかの点で恵まれている (privileged) コミュニティと、恵まれていない (underprivileged) コミュニティを区別したうえで、次のようなシナリオを描いている。

【シナリオ 1】 政策立案者は恵まれたコミュニティの NIMBY の要求に従い、恵まれていないコミュニティの NIMBY の要求を無視する。その結果、LULU は恵まれていないコミュニティの裏庭につくられる。

このとき、恵まれていないコミュニティが、今は EJ コミュニティ (すでに環境的な負担を背負わされているコミュニティ) ではないが、将来の決定によって不正義を被りやすい状態にある場合【1A】には、分配的な環境不正義の状況は固定化されないかもしれないが、手続き的な環境不正義の状況は固定化されるかもしれない。恵まれていないコミュニティが EJ コミュニティでもある場合【1B】には、手続き的な環境不正義の状況も、分配的な環境不正義の状況も固定化されるかもしれない。

【シナリオ 2】 恵まれているコミュニティが NIMBY を主張しなかったので、政策立案者は恵まれていないコミュニティの NIMBY に従う。その結果、施設は恵まれているコミュニティに設置される (これが Feldman & Turner のシナリオである)。

この場合、その設置自体が環境不正義の状況を固定化させてしまう。というのも、EJ のコミュニティの NIMBY の要求は、手続き的な意味での環境不正義の状況を固定化させてしまうからだ。もしそのコミュニティがすでに EJ コミュニティならば、そもそもそこは設置の第一候補として考えられてはならないはずである。

ここで Whyte が示したのは、これらのシナリオの両方で、恵まれていないコミュニティは NIMBY の要求をしているが、彼らの NIMBY の要求に従う

ことは、環境不正義の状況を改善することにならない、ということである。

NIMBY と EJ の違い

そして Whyte は、NIMBY の要求とは異なる環境正義 (EJ) の主張の特徴を以下のようにまとめている。

第一に、EJ の主張は選好の順番ではない。EJ の主張は、さまざまなコミュニティが、迷惑施設などの設置がありうる場所として考慮されると想定している。EJ の主張は、“環境に関する意思決定手続きに公正さが欠けており、それが環境に関する分配的不正義を招いているのだ” という認識の表明なのである。

第二に、EJ の主張は、同様に恵まれていない他のコミュニティを気かけ、構造的な差別のパターンに言及し、関連する環境的な諸価値を促進するという点で、自己中心性も地理的な偏好性ももっていない (これらは 1991 年に開かれた「第一回全米有色人種の環境リーダーシップサミット」で採択された「環境正義の原則」の中で示されている)。

そして Whyte によれば、EJ のコミュニティから申し立てられる NIMBY の多くは、実は EJ の主張なのである。そのような場面で、EJ の主張を無視して、NIMBY の要求を強調するのは誤りであるという。

Whyte によれば、EJ のコミュニティの NIMBY の要求に従うことは、背後にある構造的な問題に取り組めない。環境正義の手続き的な次元を優先することは、設置場所の決定がなされる前に、危害を受ける可能性 (vulnerabilities) を予想し、早い段階での参加の機会を生み出すための方法を見出すよう、合衆国の EJ 政策を促すだろう。実際に、そのためのツールとして、EJSEAT (environmental justice strategic enforcement assessment tool) が開発されているという。

(2) Feldman & Turner による応答

このコメントに対して、Feldman & Turner は、次のように応答している。

コミュニティの成員が NIMBY と EJ の両方を要求し、政策立案者は、

NIMBY の要求には従うが EJ の要求は無視した場合には、環境不正義は固定化するだろう。したがって、NIMBY の要求に屈することは、コミュニティの正当な EJ の要求を無視するための便利な方法となる。

逆に、政策立案者がコミュニティの NIMBY と EJ の両方の要求に従った場合には、そのコミュニティは望まれない施設の候補地として考慮されるべきではない、という結論に至るだろう。このとき政策立案者は、EJ の要求を真剣に考える過程で、NIMBY の要求にも従っていることになる。この場合、NIMBY の要求に従うことが、環境不正義を固定化させることにはならない。このような例は非常にまれかもしれないが、NIMBY と環境不正義に必然的な結びつきがあるわけではないことを示すものである。

ここで「従う」(defer) の「弱い意味」と「強い意味」とを区別することが有益である。例えば、友人の頼みごとをあなたがする場合に、あなたは弱い意味で、友人の要望に従っている。それに対して、**その人がそれを頼んでいるという理由で**、友人の頼みごとをあなたがする場合に、あなたは**強い意味で**、友人の要望に従っている。

コミュニティが NIMBY と EJ の両方を要求している場合、弱い意味では、両方に従うことになる。つまり、政策立案者が望まれない施設を当該コミュニティ以外の場所に設置することにしたならば、NIMBY と EJ の両方の要求に弱い意味で従ったということになる。この場合には、何の問題も生じない。

それに対して、Whyte が提出している例は、政策立案者が NIMBY と EJ の要求に弱い意味で従いつつ、NIMBY の要求にだけは強い意味でも従っている、という例だ。政策立案者が NIMBY の要求に従うべきか否かを決める条件を考える際に、この区別は有効である。

(3) 紹介者のコメント

Whyte は、Feldman & Turner が提起した環境正義 (EJ) と NIMBY との関係について、かなり入念な検討を行っている。NIMBY の主張にとらわれすぎると、背後にある手続き的な環境不正義の状況をむしろ固定化させてしまう

という指摘は、非常に重要なものといえる。

それに対して、応答の中で Feldman & Turner が提示している、NIMBY の要求に「強い意味」で従うことと「弱い意味」で従うことの区別の重要性がよくわからなかった。その人がそれを頼んでいるという理由で従うというのは、行為者相関的な理由の言い換えにすぎないように思われる。

9. Feldman & Turner の「結論」をめぐる

(1) Feldman & Turner の「結論」

一連のコメントに答えたあとに、Feldman & Turner は次のような「結論」を書いている。

我々は NIMBY を選好の順番の表明として扱った。NIMBY の要求には、それ以上の命令や道徳的主張が含まれているかもしれないが、選好の順番の表明こそが、NIMBY を NIMBY たらしめているのである。

NIMBY の要求自体や、それを唱える人々に対して適用される、十分に道徳的な批判は存在しない。Haggett 以外は全員この点に同意している。Haggett も、我々が NIMBY という言葉を使わずに、別のやり方でこの主張に言及すれば、同意するだろう。しかしまた、何が NIMBY の要求を良いものにし、何が悪いものにするのかについての原則的な哲学的説明、または、政策立案者が NIMBY の活動家を黙認すべき条件についての原則的な説明が求められている。

NIMBY の問題は偏好性の問題に似ている。偏好性のいくつかは認められており、義務的でさえある。我々は、ある人々には誕生日のプレゼントを買うが、他の人々には買わない。しかし別の偏好性は道徳的な問題を引き起こす。コーチはゲームにおいて自分の娘を依怙鼻息してはいけない。我々は端的に、どの種類の偏好性が良くて、どの種類が悪いかについての原則的に説明する哲学理論をもっていない。NIMBY の要求についても同様である。

ケネディの NIMBY の要求に答える最善の方法は、「悪い」NIMBY の要求であるとか、偽善だとか、フリーライダーもどきだとか、いうことではない。

公共政策の議論の中で重要性をもたないということでもない。最善の応答は単に「他のことのほうがもっと重要だ」と論じることである。地球規模の気候変動を緩和しないと、我々が配慮しているさまざま場所にも影響が出てくる。風力発電所は緩和の一つの方法である。特定の場所に対するケネディの関心は重要である。しかし他のことはもっと重要である。「悪い」NIMBY の要求は他の種類の考慮によって乗り越えられるべきである。

(2) 紹介者のコメント

以上が、議論の応酬の果てに出てきた Feldman & Turner の「結論」である。しかし、この結論には違和感を覚える。つまり、NIMBY は他の種類の考慮によって乗り越えられるべき、というのは、NIMBY とされる声を、より大きな公共善を唱える声によって封殺することを認めることにつながるだろう。この結論は最初の結論よりも後退していると思われる。

10. おわりに

紹介者による一連の議論の評価

ここまで、一連の議論を追ってきて分かるのは、Feldman & Turner の最初の論文が包括的で目配りのきいたものであり、多くの議論を誘発する性質のものであったということだ。6 人のコメントについては、①最初の論文とはやや離れた議論が行われたが、独自の価値をもつもの、②やや的外れな概念による分析がなされたもの、③最初の論文の問題提起をうまく広げたもの、に分類できる。

① Drenthen のコメントは、NIMBY に「個別主義の倫理」の萌芽を見出すものであった。また、Haggett のコメントは、現場において、NIMBY が住民の反対運動に対する軽蔑的なレッテルとして不当に用いられていることを指摘するものであった。これらは Feldman & Turner に対するコメントというより、独立した論考として読むに値するものといえる。それに関連することとして、彼らに対する Feldman & Turner の応答はやや的外れな印象を受けた。

② Meyer、Crozier & Hajzler、Shockley は、良い NIMBY と悪い NIMBY

の区別を試みている。彼らによれば、悪いNIMBYには、偽善、フリーライド、普遍化可能性の失敗、行為者相関的な理由が含まれている。ここで重要なのは、悪いNIMBYといっても、それ自体悪徳であるというよりも、“政策立案者が従うべきではないNIMBY” という意味合いが強いという点である。したがって、良いNIMBYもありうるということと、悪いNIMBYといってもそれ自体が悪徳というわけではないという点で、Feldman & Turnerの第一の主張に賛成しているといえる。しかし、それぞれの論文にはやや的外れな論点もあり、それを指摘したFeldman & Turnerの応答のほうに説得力を感じた。

③ Whyteのコメントは、環境正義(EJ)とNIMBYの違いを明確に打ち出しており、環境不正義の存在を軽視してNIMBYに焦点を当てることに批判の目を向けていた。それに対する、Feldman & Turnerの応答は、やや明快さに欠けているように思われた。

NIMBYは環境倫理の自覚化の土台となる

以上をふまえて、NIMBY問題を考える際のポイントをまとめてみたい。

まず、NIMBYは住民の選好の表明であり、それは政策決定において有益な情報であるということ(Feldman & Turner)。この点をおさえておけば、NIMBYの声をあげること自体は、どこも悪くないということができるだろう。しかし、声をあげた結果、自分たちの環境が守られたとして、“うまくいってよかった”で終わりにしてしまったら、環境問題を他の地域に移転しただけになりかねない。社会学者の土屋雄一郎は、「NIMBYという問いかけは、作られようとしている施設を単に拒否することではなく、そのまゝに『なぜ環境を守らなければならないのか』を自ら問うことを通して、より『普遍的なもの』が存在するのではないかという議論を、作る側と受け入れる側との間に提起する根源的な問いなのではないだろうか」と述べているが(土屋2008:206)、NIMBYはこのような問いの契機にならないといけない。

第二に、NIMBYの要求者たちは、実際には意思決定プロセスへの参加を求めているのだということ(Haggett)や、環境正義(EJ)を問題にしているの

だということ(Whyte)。このように“NIMBYは実は違うことを問題にしている”という観点もまた重要であろう²¹。

以上の点が広く認識されれば、環境改変に反対する住民たちに NIMBY というレッテルを貼って、彼らの主張を無視するという事態は打開されるだろう。「地域エゴ」というレッテルについても同様である。「自分の住んでいる環境を守りたい」と主張することは、倫理的に悪いことではない。むしろそのような主張をもつことは、環境倫理を他人事ではなく、自分のこととして受けとめるための土台になるといえよう²²。

(参考文献)

- Crozier, G.K.D. & Hajzler, C. (2010) “NIMBY Claims, Free Riders and Universalisability” *Ethics, Place and Environment: A journal of philosophy and geography* 13(3), 317-320
- Drenthen, M. (2010) “NIMBY and the Ethics of the Particular” *Ethics, Place and Environment: A journal of philosophy and geography* 13(3), 321-323

²¹ この点に関して、地理学者の鈴木晃志郎が主張しているように、NIMBY と、日本の環境社会学における「受益圏・受苦圏アプローチ」との接点を探ることも重要である。「再生可能エネルギーに向けて世の中が動き出すとき、発電施設の騒音や低周波振動、景観破壊などの受苦を被る当事者たちの『各論反対の声』が、NIMBY の名の下に一種の地域エゴとレッテル貼りされる可能性はないだろうか。そのとき、受苦圏の下にある人々の声を地域政策学的なスタンスで NIMBY と捉えるのか、それとも彼らの受苦の声に耳を傾け、彼らが負う NIMBY という名の烙印にも等しく批判的なまなざしを向けるのか」を探るのは、環境倫理学の仕事でもある(鈴木 2011 : 20)。

²² この点については、迷惑施設をめぐる具体的な紛争事例(ごみ処理場、原子力発電所、米軍基地)を通して、NIMBY 問題を分析している、清水修二の言葉も参照。「ようやく矛盾が矛盾として意識され、当然あるべき葛藤が生まれるのは、実際に『迷惑』が我が身に降りかかってきたときである。そういう立場に置かれてみてはじめて、人は現実(リアリティー)の痛みに目覚めて思わず大声を上げる。ところが不幸なことに世間は、それを「ニンビイだ」と指さして言うのである。そのように考えれば、ニンビイこそ現実(リアリティー)の自己表現であることがわかる。そして皮肉なことに、現実(リアリティー)がそのようにして自己を表出した途端にそれは単なるニンビイではなくなり、かえってそれを包囲する側のニンビイを映し出す鏡になる」(清水 1999 : 259)。

- Feldman, S. & Turner, D. (2010) "Why Not NIMBY?" *Ethics, Place and Environment: A journal of philosophy and geography* 13(3), 251-266
- Feldman, S. & Turner, D. (2014) "Why Not NIMBY?" *Ethics, Policy and Environment*, 17(1), 105-115
- Gibson, T.A. (2005) "NIMBY and civic good" *City & Community*, 4(4), 381-401
- Haggett, C. (2010) "A Call for Clarity and a Review of the Empirical Evidence: Comment on Feldman and Turner's 'Why Not NIMBY?'" *Ethics, Place and Environment: A journal of philosophy and geography* 13(3), 313-316
- Hardin, G. (1968) "The tragedy of the Commons" *Science*, 162 (3859), pp.1243-1248
(桜井徹訳 (1993) 「共有地の悲劇」『環境の倫理 (下)』晃洋書房に収録)
- Hermansson, H. (2007) "The ethics of NIMBY conflicts" *Ethical Theory and Moral Practice*, 10, 23-34
- Light, A. (2002) "Contemporary Environmental Ethics: From Metaethics to Public Philosophy" *Metaphilosophy*, 33(4), Blackwell Publishing
- Meyer, J.M. (2010) "Hypocrisy, NIMBY, and the Politics of *Everybody's Backyard*" *Ethics, Place and Environment: A journal of philosophy and geography* 13(3), 325-327
- Norton, B.G. & Hannon, B. (1997) "Environmental Values: A Place-Based Approach" *Environmental Ethics* 19(3), 227-245
- Sandel, M. (1996) *Democracy's Discontent: America in Search of a Public Philosophy*, Belknap Press (金原恭子・小林正弥監訳 (2010) 『民主政の不满 (上)』勁草書房)
- Shockley, K. (2010) "NIMBY, Agent-Relative Reasons and Public Reason: An Open Peer Commentary on Simon Feldman and Derek Turner's 'Why Not NIMBY?'" *Ethics, Place and Environment: A journal of philosophy and geography*, 13(3): 329-332
- Smith, M. (2001) *An Ethics of Place, Radical Ecology, Post modernity, and Social Theory*, New York: SUNY
- Whyte, K.P. (2010) "Why Not Environmental Injustice?" *Ethics, Place and Environment: A journal of philosophy and geography* 13(3), pp. 333-336
- Williams, B. (1985) *Ethics and the Limits of Philosophy*, Cambridge, MA: Harvard University Press (森際康友・下川潔訳 (1993) 『生き方について哲学は

何が言えるか』産業図書)

井上達夫 (1986) 『共生の作法——会話としての正義』創文社

清水修二 (1999) 『NIMBY シンドローム考——迷惑施設の政治と経済』東京新聞出版局

鈴木晃志郎 (2011) 「NIMBY 研究の動向と課題」『日本観光研究学会第 26 回全国大会論文集』17-20

タカーチ, D. (2006) 『生物多様性という名の革命』狩野秀之ほか訳、日経 BP 社〔原著 1996〕

土屋雄一郎 (2008) 『環境紛争と合意の社会学——NIMBY が問いかけるもの』世界思想社

吉永明弘 (2008) 「日本のクリーンエネルギー事情と風力発電——「永続地帯」の研究結果と「市民風車」の実践から」『公共研究』4(4): 209-220

吉永明弘 (2012) 「福島第一原発事故に対する欧米の哲学者・倫理学者のコメント——シュレーダー＝フレチェットのコメントを中心に」『公共研究』8(1): 197-227

吉永明弘 (2014) 『都市の環境倫理——持続可能性、都市における自然、アメニティ』勁草書房

(よしなが・あきひろ)

(2015 年 2 月 4 日受理)